

令和2年5月18日

保護者 様

氷川町（組合）教育委員会
教育長 太田 篤洋

学校における教育活動の再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止については、皆様のご協力のおかげで、氷川町において一人の感染者も出すことなく、健康で安全な生活が確保されておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、熊本県に対して国から出されていた「緊急事態宣言」が、令和2年5月14日に解除されました。

このことを受けて、氷川町内の学校においては6月1日の学校再開に向けて、最大限の感染防止の取組を行った上で、下記のとおり「学習活動のための登校日」を設定します。

つきましては、下記の点に留意し、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今後も感染拡大防止に努める必要がありますので、引き続き各ご家庭でも感染防止と健康管理に心がけられますようお願い申し上げます。

記

- 1 学習活動のための登校日
令和2年5月20日（水）～5月29日（金） ※土日は除く
- 2 登校日に行う内容
 - ・教科等の学習活動を行います。（部活動や学校行事は行いません）
 - ・午前中授業（給食なし）で行います。
- 3 学校の再開
令和2年6月1日（月）から通常授業（給食あり）となります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により変更になる場合があります。
- 4 児童生徒の登校について
 - ・登校前にお子さんの検温と健康状態の把握をお願いします。
 - ・マスク着用等、各家庭においてできる感染防止対策をお願いします。
 - ・発熱等の風邪の症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、自宅で療養させてください。
 - ・上記の症状がないものの、新型コロナウイルス感染への心配等でお子さんの登校に不安がある場合は、学校へご相談ください。
 - ・お子さんや同居する家族の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合、保健所から自宅待機を指示された場合には、速やかに学校までご連絡ください。
- 5 感染拡大防止について
 - ・家庭でも、こまめな手洗いや咳エチケット等の取組を含む「新しい生活様式」の習慣化をお願いします。
 - ・休日も「3つの密（密閉、密集、密接）」が重なる場所等での活動は控えてください。
 - ・規則正しい生活習慣（「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」）を心がけ、新型コロナウイルス感染防止に向けた心身の健康管理をお願いします。なお、運動する際は熱中症対策にも配慮ください。